平成26年7月17日訓令第55号

美郷町介護人材基盤強化事業実施要綱

(目的)

第1条 町内における訪問介護員(ヘルパー)の安定確保を図るため、町が指定する養成講座を受講し資格を取得した者に対して、費用の一部又は全部を助成することで町内における介護人材の育成を図り、もって住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は美郷町とする。

(事業対象者及び助成率)

- 第3条 この事業の対象となる者及びその助成率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 美郷町住民であって訪問介護員の資格を有さない者。養成講座主催者に支払うべき費用の 1/2
 - (2) 前号の者で事業実施年度の翌年度の4月1日までに町内の訪問介護事業所に雇用された者。 養成講座に支払うべき費用の全額

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする者は、美郷町介護人材基盤強化事業助成申請書(様式第1号)により町長へ申請しなければならない。ただし、前条第2号の規定に基づき助成を受けようとする場合は、一旦同条第1号に基づき助成を申請した後に追加で申請を行うことができる。

(決定等)

- 第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を確認し、助成対象に該当することの 適否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により適否を決定したときは、その結果を美郷町介護人材基盤強化事業 (追加)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第6条 前条により事業の決定を受けた者が、助成対象となる養成講座を修了しなかった等の理由 により資格の取得が出来なかった場合、又は第3条第2号の規定に基づき助成を受けた者が同号 の規定に該当しなくなった場合は、助成の全部又は一部について決定を取り消すものとする。

(請求及び実績報告)

- 第7条 交付の決定を受けた者が、資格を取得した場合には資格を取得した旨が証明できる書類 (次項において「証明書」という。)を添えて、美郷町介護人材基盤強化事業助成金請求書(様 式第3号)により請求書を提出するものとする。
- 2 町長は前項に基づく証明書の提出をもって実績報告書とすることができる。(補則)
- 第8条 この訓令で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この訓令は、公表の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

様式第1号

平成 年度 美郷町介護人材基盤強化事業助成(追加)申請書 美郷町長 様

申請者	住所 美網町	
	申請者氏名	戶

平成 年度美郷町介護人材基盤強化事業助成金として、次のとおり申請します。

生年月日	昭和		平成	年		月	日	(歳)	
受講経費						円	(倒)	又書写し	_を添付のこ	と)
現在の勤務先	なし・	あり	()
資格取得後において 訪問介護員としての就 職希望の有無				なし		b,	っり			
希望がある場合の 希望先				町p	Þ		町	外		

就職(見込み)証明欄	事業所用 (申請者は記入しないで下さい)							
上記の者は、本事業所に就職しました(又は就職の見込みである)ので証明します。								
・現に就職した場合 就職の期日(平成	年 月 日付け)							
就職の見込みの場合 就職見込みの期	旧(平成 年 月 日付け)							
	平成 年 月 日							
<u>事</u>	業所名							
<u>+</u>	表者名 印							

平成 年度 美郷町介護人材基盤強化事業助成決定 (決定取り消し) 通知

・1/2 ・全 額 ・追加1/2							
円							
訪問介護員2級資格取得							
年 月 日に申請のあったことについて、上記のとおり決定(決定の取り消し)をしましたので通知します。							
平成 年 月 日							
美網町長	[]]						
	お問介護員2級資格取得 日に申請のあったことについて、上記のとおり決ので通知します。 平成 年 月 日						

様式第3号

美纲町介護人材基盤強化事業助成金請求書

	拾	万	千	百	拾	円
金額						

ただし、平成 年度美郷町介護人材基盤強化事業助成金として

	拾	万	千	百	拾	円
交付決定額						
既交付済額						
今回請求金額						

別添のとおり資格取得を証明する書類(写)を添えて、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

氏名	印
141	H-

取扱金融機関名	農協	支店
口座名義		
口座種類	当座 普通	
口座番号		

美郷町長 殿